

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年6月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月8日から同年6月1日まで  
② 昭和39年6月1日から40年8月6日まで

昭和30年3月から平成9年3月までの期間において、A社（平成6年及び10年に商号変更を行い、現在は、C社。）に勤務したが、同社の関連会社であるD社に出向した昭和39年5月8日から40年8月5日までの期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

また、D社に出向していた申立期間②については、同社及び出向元であるA社の両社から給与が支給されており、両社からの報酬月額の合計額は、出向前の報酬月額に比べて高額となることはあっても、低額となることはなかったと記憶している。しかし、申立期間②の標準報酬月額は、出向前の標準報酬月額に比べて低額となっている。申立期間②の標準報酬月額を両社から支給された報酬月額の合計額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録、C社が保管する申立人の人事記録及び同社の回答から、申立人は、申立期間①においてD社に勤務（昭和39年5月8日付けでA社B事業所から同社の関連会社であるD社に在籍出向。）していたと認められる。

また、健康保険厚生年金保険事業所記号番号索引簿から、D社は、昭和39年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できるところ、C社は、「当時、出向社員の給与の一部はA社が負担していたと思う。」

旨を回答している上、A社E事業所及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人がD社に在籍出向する同年5月8日より前に既にA社E事業所からD社に在籍出向し、同社のF職として勤務していた者として申立人が名前を挙げた同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日に、出向元であるA社E事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失するとともに、出向先であるD社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を出向元であるA社B事業所の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和39年4月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、出向元であるA社B事業所における申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日を誤って昭和39年5月8日として社会保険事務所（当時）に届け出た可能性があることを認めている上、前述の人事記録には、申立人が同年5月8日付けでD社に在籍出向し、40年8月6日付けで出向元であるA社B事業所に復帰したことが記録されているところ、当該在籍出向及び復帰の発令日は、社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主は、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を39年5月8日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②の標準報酬月額については、申立人のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間②のうち、昭和39年6月から40年1月までは2万円、同年2月から同年7月までは2万4,000円と記録されており、申立人がA社B事業所からD社に出向する直前の標準報酬月額（3万3,000円）に比べて低額となっていることは確認できるが、当該記録はオンライン記録と一致している上、当該被保険者原票に不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

また、A社B事業所及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人が、申立人の後任としてA社B事業所からD社に出向してきた者であるとして名前を挙げた同僚も、D社における厚生年金保険被保険者資格の取得時の標準報酬月額（3万円）は、A社B事業所からD社に出向する直前の標準報酬月額（6万円）に比べて低額となっていることが確認できる。

さらに、C社は、「当時、出向社員の給与の一部はA社が負担していたと思うが、賃金台帳等の資料が残っていないため、同社が負担した給与の

支給額は不明である。」と回答している上、D社は、「A社から出向してきた社員に係る賃金台帳等の資料は一切残っておらず、何も分からない。」と回答しており、申立人の申立期間②における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

このほか、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 島根厚生年金 事案579（事案381及び548並びに550の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和44年5月1日から同年11月14日までの期間、申立期間②のうち、46年9月1日から同年9月20日までの期間及び47年3月25日から同年8月30日までの期間、並びに申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①のうち、昭和44年11月15日から45年4月30日までの期間については、A社（現在は、B社）に係る申立人の厚生年金保険の被保険者記録が、申立期間②のうち、46年9月21日から47年3月25日までの期間については、C社（現在は、D社）に係る申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、申立人の主張を認めて当該各期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正することはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月1日から45年4月30日まで  
② 昭和46年9月1日から47年8月30日まで  
③ 昭和49年2月4日から51年3月30日まで

申立期間①はA社に、申立期間②はC社に、それぞれ1年間の雇用契約で勤務したが、いずれの事業所についても、厚生年金保険の被保険者期間は雇用契約の期間より短いものとなっている。また、申立期間③はE社（現在は、F社）に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

今回の再申立てに当たり、私が作成した社会保険の加入状況を整理した資料及び企業年金連合会から受け取ったC社勤務当時の厚生年金基金加入期間に係る回答文書を提出するので、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについては、i) 雇用保険の被保険者記録から、申立期間①のうち、昭和44年11月15日から45年4月29日までの期間において、申立人がA社に勤務していたことは確認できるが、44年5月1日から同年11月14日までの期間において、申立人が同社に勤務したことが確認できないこと、ii) B社が保管する昭和44年7月20日、同年8月20日、同年10月20日、同年11月20日、同年12月20日、45年2月20日、同年3月20日及び同年4月20日の各時

点におけるA社の人員配置表のうち、44年11月20日以降の人員配置表から、申立人が臨時従業員として勤務していたことは推認できるが、同年10月20日以前の人員配置表に申立人の氏名は無い上、B社は、「昭和44年10月以前の人員配置表に申立人の記録は無く、申立人は、同年10月より以前は、当社で勤務していなかったのではないか。」と回答していること、iii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる24人から聴取しても、申立期間①における申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除の状況等について確認できる関連資料及び供述を得ることができないこと、iv) 申立人が申立期間①のうち、昭和44年5月1日から同年11月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、44年5月1日から同年11月14日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、また、v) 申立期間①のうち、昭和44年11月15日から45年4月30日までの期間については、前述の被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、当該記録はオンライン記録と一致していることから、申立人の主張を認めて当該期間の被保険者記録を訂正することはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年5月18日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、i) 雇用保険の被保険者記録から、申立期間②のうち、昭和46年9月21日から47年3月24日までの期間において、申立人がC社に勤務していたことは確認できるが、46年9月1日から同年9月20日までの期間及び47年3月25日から同年8月30日までの期間において、申立人が同社に勤務したことが確認できないこと、ii) D社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、C社は、昭和47年3月25日を申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日として、社会保険事務所（当時）に届け出ていることが確認できる上、当該資格喪失日は、同社に係る申立人の雇用保険被保険者資格の喪失日（昭和47年3月24日）と符合していること、iii) 申立期間②において、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる30人から聴取しても、申立期間②における申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除の状況等について確認できる関連資料及び供述を得ることができないこと、iv) 申立人が申立期間②のうち、昭和46年9月1日から同年9月20日までの期間及び47年3月25日から同年8月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、46年9月1日から同年9月20日までの期間及び47年3月25日から同年8月30日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、また、v) 申立期間②のうち、昭和46年9月21日から47年3月25日までの期間について

ては、前述の被保険者原票において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、当該記録はオンライン記録と一致していることから、申立人の主張を認めて当該期間の被保険者記録を訂正することはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年5月18日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 3 申立期間③に係る第1回目の申立てについては、i) 雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立期間③のうち、少なくとも昭和49年2月4日から同年2月25日までの期間において、申立人がE社に勤務していたことは確認できるものの、申立人は、「私は正社員ではなく、臨時従業員として業務に従事していた。」と供述しているところ、F社は、「当時の関連資料は廃棄しているので、申立内容について確認できないが、申立人は自ら『臨時従業員』と述べていることから、現場の作業員であったと思われる。当時、現場の日雇い作業員については、厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料の控除も行っていなかった。作業員から要望があった場合、雇用保険に加入させることはあった。」と回答していること、ii) 申立人が名前を挙げた4人の同僚のうち、供述が得られた一人は、「申立人は作業員であった。当時作業員は日雇いで、厚生年金保険に加入していなかった。私は国民年金に加入していたので、申立人も加入しているとすれば、厚生年金保険ではなく国民年金に加入していたと思う。」と供述しているところ、オンライン記録から、当該同僚は申立期間③において国民年金に加入していることが確認できること、iii) E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる18人の同僚のうち、供述が得られた12人は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立期間③における申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について供述を得ることができないこと、iv) 前述の被保険者原票に、申立期間③において申立人及び申立人が名前を挙げた前述の4人の同僚の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらないこと、v) 申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことなどから、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年5月12日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間③に係る第2回目の申立てについては、vi) 申立人が提出した雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答票から、前述の3のi) のとおり、申立期間③のうち、昭和49年2月4日から同年2月25日までの期間において、申立人がE社に勤務していたことは確認できるものの、当該資料から、申立人が申立期間③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえないこと、vii) F社は、「出先現場の事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなく、作業員の雇用形態は現地雇用の日雇いであり、本人の希望により、雇用保険及び特定職種国民健康保険組合に加入させること

はあっても、厚生年金保険には加入させていなかった。申立人は自身の雇用形態を『臨時従業員』と述べており、当社においても、申立人については、雇用保険の加入記録しか確認できないことから、厚生年金保険に加入させていなかったと思われる。」と、前述の第1回目の申立て時の回答と同様の旨を回答していることなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年5月18日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 4 今回、申立人は、申立人自身が作成したとする申立人の社会保険の加入状況を整理した表を提出したが、当該資料からは、申立人が、申立期間①のうち、昭和44年5月1日から同年11月14日までの期間、申立期間②のうち、46年9月1日から同年9月20日までの期間及び47年3月25日から同年8月30日までの期間、並びに申立期間③において厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

また、今回、申立人が新たに提出した、企業年金連合会が申立人に送付した申立人のC社における厚生年金基金の加入期間等を記載した回答文書から、申立人の同社における厚生年金基金の加入期間は、昭和46年9月21日から47年3月25日までの期間であることが確認でき、当該基金の加入期間は、前述の被保険者原票及びオンライン記録から、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者期間と一致していることが確認できるものの、当該資料からは、申立人が、申立期間②のうち、46年9月1日から同年9月20日までの期間及び47年3月25日から同年8月30日までの期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和44年5月1日から同年11月14日までの期間、申立期間②のうち、46年9月1日から同年9月20日までの期間及び47年3月25日から同年8月30日までの期間、並びに申立期間③の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①のうち、昭和44年11月15日から45年4月30日までの期間については、A社に係る申立人の厚生年金保険の被保険者記録が、申立期間②のうち、46年9月21日から47年3月25日までの期間については、C社に係る申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、申立人の主張を認めて当該各期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正することはできない。